

(別 紙)

古紙処分仕様書

- 1 品 名 等 【溶解文書】 行政文書、シュレッダー破碎紙等古紙の引取り及び溶解処分
 【古新聞等】 古新聞等古紙の引取り及び処分
- 2 予定数量 【溶解文書】 1 1 8 , 0 0 0 k g
 【古新聞等】 3 4 , 0 0 0 k g
- 3 契約期間 令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 物品の引渡し基準日
原則として各月 4 回とする（引取日は別途協議）

ただし、必要のある場合は協議の上、別に引渡日を定める。
- 5 物品の引渡場所
京都府庁 2 号館北側広場（別紙）
- 6 物品の引渡方法
係員立会いの上、引取りを行い、同日検査し、速やかに検量証明書を持参するものとする。
- 7 物品の機密保持
行政文書等古紙の引取り及び溶解処分については、機密保持のため、検量の後、全量を溶解処分するものとし、溶解証明書を提出するものとする。
また、物品の搬送中においても、機密保持に責任を持つものとする。
さらに、京都府が実地調査を求めた場合は速やかに応じるものとする。
- 8 履行日の延期
契約履行に際し、天災、その他不可抗力による等その責めに帰することができない事由、又は、正当な事由により履行期日に履行できないときは、遅滞なくその事由を届け出て期日の延期を求めることができる。